

## 平成29年度第3回 野田市都市計画審議会次第

日時 平成30年2月1日（木）  
午前10時から

場所 市役所高層棟8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田市都市計画マスタープランの見直しについて（諮問）

議案第2号 字区域の変更及び設定について（諮問）

議案第3号 野田都市計画地区計画  
（台町東地区、船形地区及び野田市駅西地区）の変更について（付議）

4 その他

5 閉 会

議案第1号

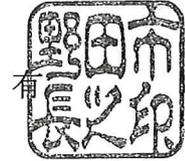
野田市都市計画マスタープランの見直しについて（諮問）



野 都 都 第 2 8 3 号  
平成30年 1月23日

野田市都市計画審議会  
会長 石 井 武 様

野田市長 鈴木



野田市都市計画マスタープランの見直しについて（諮問）  
野田市都市計画マスタープランを見直すことについて、貴審議会の  
意見を求めます。

野 都 審 第 7 - 1 号

平成30年 2月 1日

野田市長 鈴木 有 様

野田市都市計画審議  
会 長 石 井



野田市都市計画マスタープランの見直しについて（答申）

平成30年1月23日付け野都都第283号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

異議ありません。

# 野田市都市計画マスタープラン

(案)

野田市の都市計画に関する基本的な方針



野田市

## 都市計画マスタープランの策定に当たって

野田市は、平成15年6月の合併後、旧野田市都市計画マスタープランと旧関宿町都市計画マスタープランを、新市の都市計画マスタープランとしてまちづくりの指針としてまいりました。

その後、千葉県が野田都市計画区域と関宿都市計画区域を統合し、上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が一体化されたことから、平成21年度に野田市都市計画マスタープランの見直しを行っています。

このたび、千葉県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しを行い、また、平成28年度より新しい「野田市総合計画」がスタートしたことから、本計画につきましても基本的な都市構造等を継承しつつ、上位計画との整合を図り、時点修正を基本とした見直しを行いました。

今回の見直しでは市内5か所で開催しました住民説明会や、パブリック・コメント手続においてご意見を募集し、計画策定に際して参考にさせていただいております。

今後、都市計画マスタープランの中で示された将来の野田市の姿を実現し、魅力あるまちづくりを進めるため、市民の皆様とともに全力で取り組んでいきたいと考えております。市民の皆様を始め、関係者のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この都市計画マスタープランの策定に当たり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様を始め、ご審議いただきました都市計画審議会の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成30年 月

野田市長 鈴木 有

# 目次

はじめに	
1 策定の背景 .....	1
2 位置付けと役割 .....	3
3 策定・見直しの経緯 .....	4
4 都市計画マスタープランの構成 .....	5
第1章 野田市の現況と特性	
1-1 まちづくりの経緯 .....	7
1-2 現況と特性 .....	9
第2章 まちづくりの目標	
2-1 将来都市像と基本目標 .....	17
2-2 将来都市構造 .....	18
第3章 部門別方針	
3-1 都市と自然が調和したまちづくり .....	27
～土地利用の方針～	
3-2 安全で快適な交通環境づくり .....	33
～交通体系整備の方針～	
3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり .....	38
～自然環境保全・活用の方針～	
3-4 環境にやさしいまちづくり .....	41
～環境共生型まちづくりの方針～	
3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり .....	44
～住宅・住環境整備の方針～	
3-6 資源をいかした風景づくり .....	46
～都市景観形成の方針～	
3-7 安心して暮らせるまちづくり .....	48
～福祉のまちづくりの方針～	
3-8 災害に強い安全なまちづくり .....	50
～防災・防犯まちづくりの方針～	
3-9 野田市を満喫できる環境づくり .....	52
～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～	

## 第4章 地区別構想

4-1	中央地区まちづくり構想	58
4-2	東部地区まちづくり構想	62
4-3	南部地区まちづくり構想	66
4-4	北部地区まちづくり構想	70
4-5	川間地区まちづくり構想	74
4-6	福田地区まちづくり構想	78
4-7	関宿北部地区まちづくり構想	82
4-8	関宿中部地区まちづくり構想	86
4-9	関宿南部地区まちづくり構想	90

## 第5章 実現化への方針

5-1	パートナーシップ（協働）によるまちづくりの推進	95
5-2	実現のための取組体制	96
5-3	開発許可制度の活用	97

用語集	99
-----	----

（文章中の\*印で示した用語の意味を説明しています）

# はじめに

都市計画マスタープラン策定の背景や他の計画との関係、マスタープランの役割、構成などについて整理しています。

- 1 策定の背景
- 2 位置付けと役割
- 3 策定・見直しの経緯
- 4 都市計画マスタープランの構成

# はじめに

## 1

### 策定の背景

#### 1) 都市計画法に基づくマスタープラン制度

平成4年の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「市町村マスタープラン」の制度が創設されました。これにより住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映させながら、都市のあるべき将来像やまちづくりの方向性を分かりやすく示す、都市計画の基本的な方針づくりが法的に位置付けられました。

#### 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法抜粋）

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 2) 野田市都市計画マスタープラン策定の目的

野田市総合計画（\*1）は、市民参加の下に策定された総合的なまちづくりの指針となっており、将来都市像を「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」としています。

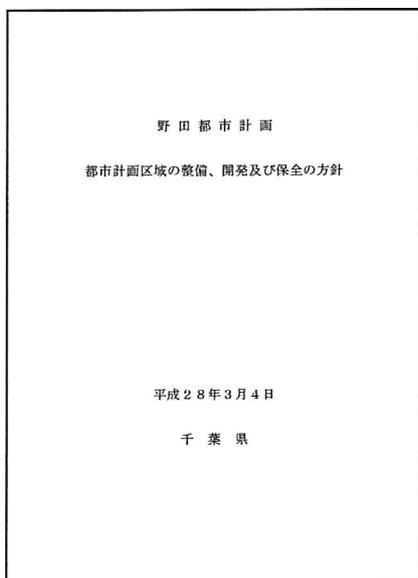
今後は、この将来都市像の実現に向けて、これまで以上に市民と行政の協働作業によるまちづくりが必要となります。

こうした中、総合計画に示される将来都市像を都市計画の分野において具体化するため、「野田市都市計画マスタープラン」を見直しました。

## 3) 野田市都市計画マスタープラン見直しの背景

千葉県は、平成28年3月に都市計画マスタープランの上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（\*2）の見直しを行いました。また、市では平成28年度からスタートする新しい「野田市総合計画」を策定しました。

このような背景を踏まえ、基本的な都市構造等の継承を図りつつ、二つの上位計画との整合を図り、時点修正を基本とする形で見直しを行いました。



都市計画区域の整備、開発及び  
保全の方針



野田市総合計画

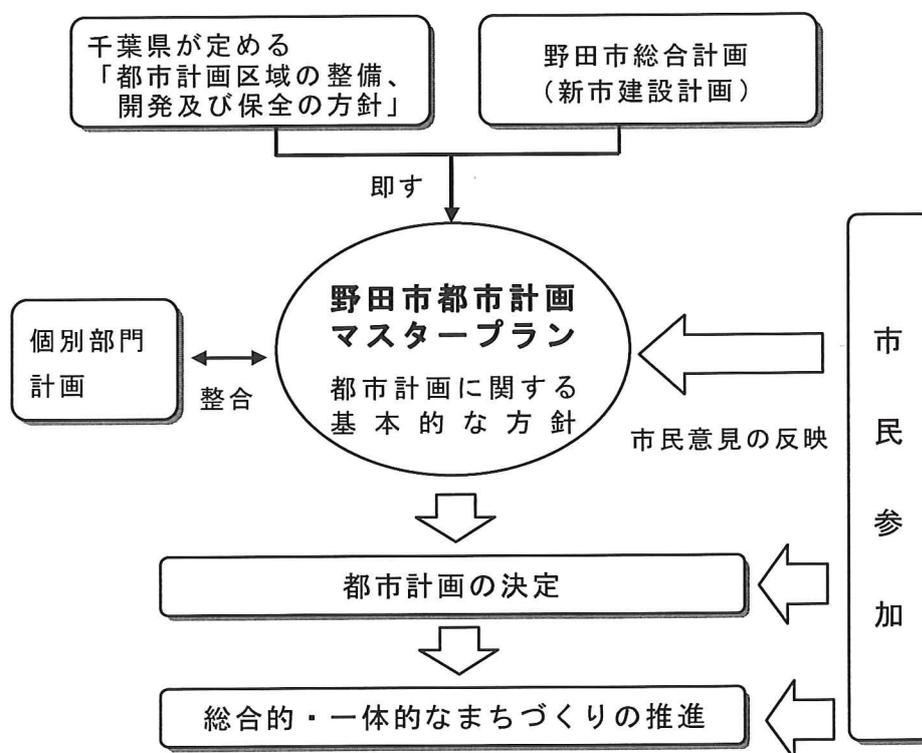
## 2

## 位置付けと役割

## 1) 野田市都市計画マスタープランの位置付け

野田市都市計画マスタープランは、市の建設に関する基本構想である「野田市総合計画」と千葉県が定める広域的なまちづくりの計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して（矛盾しないように）策定しました。

また、関連する個別部門計画と整合を図るとともに、パブリックコメント（\*3）や住民説明会を実施し、市民の意見を十分に反映して策定しました。



## 2) 野田市都市計画マスタープランの役割

野田市都市計画マスタープランは、以下のような役割を持つものです。

- (1) 目標年次を平成34年（2022年）として、平成14年の策定時からおおむね20年後の都市の将来都市像や、まちづくりの方向性を明示して、市民と行政との共通の方針となります。

※平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。

- (2) 野田市の都市計画を決定・変更する際の根拠となります。
- (3) 地区ごとのまちづくりを進めていくための方針となります。
- (4) 関連する他分野、個別部門計画との連携による、総合的・一体的なまちづくりを進めるための方針となります。

# 3

## 策定・見直しの経緯

### 1) 都市計画マスタープランの策定の経緯

野田市都市計画マスタープランの策定に当たっては、学識経験者や住民代表等による策定委員会を組織し、全体構想や地区別構想について検討を行い、都市計画マスタープランの素案を作成しました。

策定委員会において作成した地区別構想や素案については、地区別懇談会等で意見募集を行い、市民意見を踏まえて、都市計画マスタープランの案を作成しました。

その後、野田市都市計画審議会の議を経て、平成14年8月に野田市都市計画マスタープランを策定しました。

また、旧関宿町においては、平成13年3月に、「関宿町都市計画マスタープラン」を策定し、平成15年6月の合併後は、それぞれの都市計画マスタープランを機能させてきましたが、平成21年12月に統合するかたちで見直しを行いました。

### 2) 都市計画マスタープランの見直しの経緯

野田市都市計画マスタープランの見直しに当たっては、平成23年度から27年度に行った「野田市総合計画」の策定に際していただいた、市民のまちづくりに対する意見を尊重するとともに、上位計画との整合を図り、庁内に検討委員会を設置して、都市計画マスタープランの素案を作成しました。

素案については、平成29年8月から10月にかけて行った、住民説明会やパブリックコメントで出された市民意見を踏まえて、検討委員会において都市計画マスタープランの案を作成しました。

その後、野田市都市計画審議会の議を経て、平成30年2月に新しい野田市都市計画マスタープランを策定しました。

## 4

## 都市計画マスタープランの構成

野田市都市計画マスタープランは、下図のとおり、「全体構想」、「地区別構想」、「実現化への方針」の三つを主体として構成しています。

全体構想は、市全体の現況と特性を踏まえた上で、まちづくりの目標や将来都市構造を明らかにし、これらを実現するために必要な個別の部門ごとに基本的な方針を示しています。

地区別構想は、市域を市民に身近な9地区に区分し、各地区ごとに現況や課題を踏まえた上で、各地区の特性に応じた将来像やまちづくりの基本目標を設定し、これらを実現するための基本的な方針を示しています。

実現化への方針は、本マスタープランを実現するための、基本的な考え方や取組の方針を示しています。

